**平成２５年（フ）第５０６号**
兵庫県尼崎市田能３丁目６番３―301号、前住所大阪市淀川区十三元今里２丁目11番５―210号
債務者　門利さよ子
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２５年（フ）第５５２号**
兵庫県尼崎市武庫之荘２丁目11番12号　コージィコート21―303号
債務者　板垣　弘子
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２５年（フ）第１９１号**
広島県福山市南蔵王町４丁目８番20―102号　パティエール南蔵王
債務者　矢野　信雄
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２５年（フ）第１２８号**
広島県福山市駅家町大字法成寺730番地１
債務者　桑原　康宏
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２５年（フ）第１８６号**
広島県福山市郷分町728番地１　２号
債務者　小池　　徹（旧姓福羅）
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２５年（フ）第５３２号**
千葉県我孫子市新木1807番地　２―203号県営住宅
債務者　吉田　祐樹
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２５年（フ）第７２号**
山口県周南市大内町６番８号　レークヒル大内201号
債務者　中馬　智美
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２５年（フ）第６４８号**
北九州市小倉南区守恒５丁目６番３―201号
債務者　石本　賀代
1　決定年月日時　平成25年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２５年（フ）第７０号**
熊本県玉名市安楽寺1599番地
債務者　谷口　誠一
1　決定年月日時　平成25年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
熊本地方裁判所玉名支部

**平成２５年（フ）第７１号**
熊本県玉名郡玉東町大字原倉1596番地
債務者　坂口カヨ子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
熊本地方裁判所玉名支部

**平成２５年（フ）第１９９号**
広島県福山市日吉台２丁目９番７―304号
債務者　高橋　和子
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後１時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２５年（フ）第４９０号**
栃木県日光市小百2147番地
債務者　瀬川　　誠
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２５年（フ）第４９１号**
栃木県日光市小百2147番地
債務者　瀬川　智子
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２５年（フ）第４９２号**
栃木県日光市小百2147番地
債務者　瀬川　光枝
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２５年（フ）第１１４５１号**
東京都大田区新蒲田２丁目１―２　若宮ハイツ　Ⅰ室
債務者　山田　一男
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１１４６４号**
東京都品川区荏原１丁目２―17―10
債務者　岡本　益寛
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部